

障害者権利条約の批准と 障害者基本法の改正に向けて

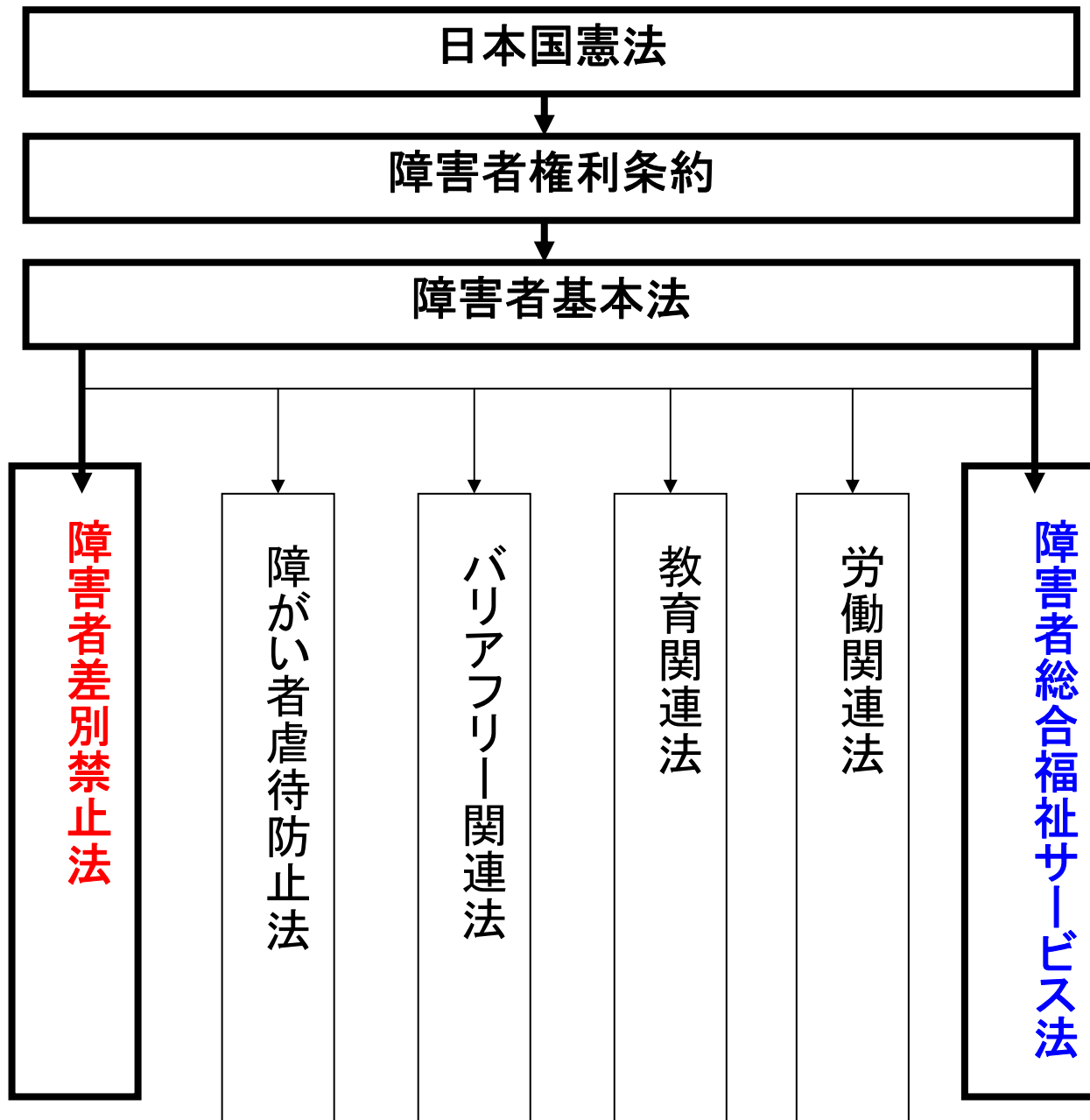
NPO法人 おおさか地域生活支援
ネットワーク理事長 北野誠一

「障害者基本法」をどうするのか？1

けんり

- ・【図一1】にもあるように、障害者基本法は、憲法及び障害者権利条約と、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法との間を取り持つ位置にある。
- ・ということは、わが国の法体系をふまえながら、障害者権利条約との整合性を検証し、障害者基本法を前提として障害者権利条約を見るのではなく、上位法である障害者権利条約を前提として、障害者基本法の修正すべき部分は修正し、足りない部分は補足する以外にない。

【 第 4 部 2 章 の 図 - 1 】



【図-1】

「障害者基本法」をどうするのか？2

- ・ では、それを何時やるのか？
- ・ ひとつは、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正しておいて、それをふまえて、障害者基本法を改正・補足する方法である。
- ・ もう一つは、あらかじめ、全体的な改革の方向性を示す意味でも、障害者基本法をまず改正・補足しておいて、それをふまえて、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正する方法である。
- ・ ここでは、両者の利点を取り、かつ障害者基本法の改正年度のこともあり、障害者権利条約をふまえて、まずは、大枠で障害者基本法を改定・補足し、その後の各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正しておいて、もし齟齬をきたす部分があれば、再度基本法を修正する方法をとることが望ましいと考える。

その名称をどうするのか？

- ・ その中身の改正・補足をふまえて、
- ・ 「障害者の権利と支援に関する基本法」でどうか。
- ・ 【図一1】にもあるように、「障害者総合福祉法」等の各分野別の法の創出・改正と「障害者差別禁止法」等の権利法の創出の全体の基本となる法律であるのがその根拠である。

「差別禁止法」と「総合福祉法」との関連は？

- ・「差別禁止法」は、障害者が権利の主体であり、その権利の侵害は救済されるべき差別であることを、社会生活の各分野（教育・就労・余暇・消費生活・移動交通・医療・福祉・政治・宗教等）であきらかにする法律であり、
- ・「総合福祉法」は、障害者が社会の一般的な諸活動に普通に参加・参画するに当たって必要な支援・サービスを、国及び自治体に義務付ける法律である。
- ・この両者が相まって、障害者が他の市民と同等に健康的で文化的な市民生活を享受できるのであり、かかるインクルーシブな共生社会の創造が、障害者権利条約批准の目的である。

「障害者の権利と支援に関する基本法」

の何処を改正すべきか？①

- ・ 第1条(第4条)では、障害者が他の市民と同じ社会生活に参加・参画する権利主体であり、国・自治体はそのために必要な支援に関する責務を負うことを明確にする
- ・ 第2条では、他の障害者関連法規が準拠すべき障害の一般的定義(社会関係モデル)を明確にする
- ・ 第3条では、差別の一般的定義(直接差別・間接差別・合理的配慮欠如)を明確にし、各社会生活分野ごとの差別の定義と救済に関しては「障害者差別禁止法」に拠ることを明確にする
なお、2の「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」は「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有する。」に変える。
- ・ 第5条では、障害者も同じ市民として、相互に理解と支援を創造す

る連帯の主体であることを明確にする

「障害者の権利と支援に関する基本法」

の何処を改正すべきか？②

- ・ 第8条では、すべての障害者が、本人の希望する地域社会で自立した生活を営む権利を有することを明確にする
- ・ 第9条では第1条の目的に則した国及び自治体の障害者長期計画を義務付け、自治体の地域自立支援協議会に、そのモニタリング等を義務付ける
- ・ 第二章以降は、各社会生活の分野ごとに、障害者の社会参加・参画の権利性と、国・自治体の支援の責務を明確にすることによって、「障害者差別禁止法」を中心とした「権利法」体系と、「障害者総合福祉法」を中心とした「支援法」体系を根拠付ける

「障害者の権利と支援に関する基本法」

の何処を改正すべきか？③

- ・ 障害者権利条約の33条の国内におけるモニタリング機関は、国連に報告し、国に勧告する機関としては、障害者基本法に明確に位置づけると共に
- ・ 都道府県レベルでの、各種差別に関する行政型救済機関及び自治体レベルでの権利擁護支援機関は差別禁止法と虐待防止法で位置づける
- ・ 特に当事者活動である本人活動や自立生活センター活動や各種セルフヘルプグループ活動等に対する市民的理解・関心を啓発する共に、広く国内や国際的な権利擁護活動やエンパワーメント活動に財政的及び社会的な基盤を提供する

【図1】日本の「障害者差別禁止法」に向けた取り組みの全体像

